

議事要旨(5) セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、セグメント情報開示専門委員会における検討状況として、「セグメント情報の開示に関する会計基準（案）」及び同適用指針（案）について、「セグメント情報の開示にあたっての重要性の取扱い」、「合理的な基準による配分」、「適用時期」、「設例（開示例）」の4点を中心に説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは主に次のような意見があった。

（重要性の取扱い）

- ・ 各開示項目について重要性の乏しい場合には開示を省略できるとしているが、重要性の判断基準は単に金額の多寡ではなく、利害関係者の判断を誤らせないかどうかであることが分かるように記載する必要があるのではないかと。

（合理的な基準による配分）

- ・ 特定の収益や費用を各事業セグメントに配分する場合には、各企業の実情に即した合理的な配賦基準が選択されることになるとしているが、我が国の場合、例えば、「配賦していない全社費用」が何を指しているのかというような点を、基準上でもう少し具体的に説明をする必要があるのではないかと。

（適用時期）

- ・ 適用時期を平成22年4月1日以後開始する事業年度からとしているが、会計基準の国際的なコンバージェンスの流れからすれば、他の会計基準の適用時期が当該年度に集中することも予想されるため、適用時期を早めた方がよいのではないかと。
→この点については、事務局より、適用時期については、実務上の観点も含め十分に配慮していく旨の説明があった。

（開示例）

- ・ 税金等調整前当期純利益ベースのセグメント利益を開示する企業の開示例となっているが、そのようなケースは稀であると考えられるので、営業利益をベースとした開示例にすべきである。また、各セグメントに配分していない項目の説明やその他セグメントに関する記載等が基準本文で要求されている以上に詳細すぎる内容となっているのではないかと。

（その他）

- ・ 事業セグメントの決定に際して実際に意思決定を行う最高経営意思決定機関を定めることが重要となるとしているが、国際的な会計基準ではここまで要求されておらず、特定の個人又は会議体によってすべての事項についての意思決定がなされていない場合があることも考慮すべきではないかと。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の文案を検討していくこととされた。

以上